

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
28年 第4号	28.9.12	<p>所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>日本国の税制は、「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む…所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る…所得の金額の計算上、必要経費に算入しない」(条文要旨)という所得税法第56条の規定により、どんなに働いても家族従業者の「働き分」(自家労賃)を必要経費として認めないことを原則としている。</p> <p>事業主(条文では「居住者」)の所得から控除される親族の働き分は、配偶者が86万円、配偶者以外の親族が50万円である。自営中小業者の配偶者である業者婦人は自ら家業に携わりながら家事・育児・介護と休む間もなく働いているが、年間所得は86万円という非常に低い評価しかされていない。その結果、交通事故などで損害保険の給付を受けるときに専業主婦よりも低く算定されるなどの問題がおこっている。配偶者以外の家族従業者にとっても、僅か50万円の控除が所得とみなされるためにローンを組めないなどの問題がおこり、社会的にも経済的にも全く自立できない。茨城県の基幹産業である農林業や水産業にも同じ制度が適用されており、後継者を育成する上でも足かせになって後継者不足に拍車をかけている。</p> <p>たしかに、税法上の原則である「白色申告」ではなく「青色申告」と呼ばれる申告のしかたをすれば自家労賃を経費にすることができる。しかし、同じ労働に対する対価を青色申告では経費として認め、白色申告では認めないという制度自体が矛盾しているのではないかと私達は考えている。しかも平成26年1月1日からはすべての事業者記帳義務が課せ</p>	茨城県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 岡田 志乃婦	山 中 たい子 江 尻 加 那 上 野 高 志	防災環境 商工	不採択

		<p>られるようになり、青色申告と白色申告との間の違いは少なくなかった。申告のしかたで差をつけることにはますます道理がなくなっているのではないだろうか。</p> <p>2016年2月には、国連女性差別撤廃委員会で日本の条約実施状況に関する報告の審議が行われたが、その際に家族経営における女性の労働を認めるよう所得税の見直しを検討することが勧告された。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国といった国々も自家労賃を経費として認めており、所得税法第56条が世界の流れから取り残されていることは明らかだと思われる。</p> <p>自家労賃を認めることは業者婦人の働きを正當に評価することにつながることで中小業者の経営支援になるし、国や県が進めている男女共同参画社会作りの前進に税法や社会保障の面で大きく貢献することはまちがいない。国会でも経済産業大臣や財務大臣が廃止に向けた検討を始めたと答弁している。全国では8県を含む450の自治体（平成28年8月1日現在）、茨城県内ではつくばみらい市と石岡市が所得税法第56条廃止の意見書を採択して国に提出している。</p> <p>貴議会においても、趣旨を十分にご理解頂き、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出して頂きたいと請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択し、国に提出すること。</p>				
--	--	---	--	--	--	--